

中期目標、中期計画について

中期目標（法人が達成すべき目標）

「地方独立行政法人長野県立病院機構」が達成すべき業務運営に関する目標を、知事が議会の議決を経て定め、法人に指示する。

【知事が法人に対して直接指示できる唯一の手段】

中期目標の意義

- 法人が中期計画を策定する際の指針
- 法人の業務の実績を評価する際の基準

記載すべき内容（法第25条）

- 中期目標の期間（3年以上、5年以下）
- 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 医療提供の基本的姿勢、医療水準の向上、地域への医療支援、スタッフの技術向上 等
- 業務運営の効率化に関する事項
 - 効果的・効率的な組織づくり、事務部門の再構築、職員の就労環境等について記載
- 財務内容の改善に関する事項
 - 財務改善について記載
- その他業務運営に関する重要事項

知事が法人へ指示

中期計画（中期目標を達成するための計画）

法人が中期目標を達成するための具体的計画を作成し、知事は議会の議決を経た上で認可する。

中期計画の意義

知事から指示された中期目標を達成するための具体的計画を法人自身が中期計画として定め、自ら定めた計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施

記載すべき内容（法第26条）

- 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 予算、収支計画及び資金計画
- 施設整備に関する計画
- 等を具体的に記載